

長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、重症化リスクが高く、また、多人数が入所し、クラスター化するおそれが高い障害者支援施設、療養介護事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練をおこなう自立訓練事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（基準該当事業所を含む。また、長崎県内に所在し、県または市町が指定しているサービスに限る。以下、「障害者施設等」という。）において、施設内感染を未然に防止するため、新規入所者等の入所前に実施するPCR検査等への支援を目的とする。

2 実施主体

長崎県とする。

3 事業内容

新規入所者等との利用契約に際して、入所前にPCR検査等を実施することを契約要件としている（措置入所者等緊急を要する者等を除く）障害者施設等に対し、入所前に実施する検査費用の一部を助成する。

ただし、NCHAT及びこれと同等とみなせる、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、管理することができるシステム等を導入、または今後導入する予定がある障害者施設等を事業の対象とする。

4 補助の対象

新規入所者等のPCR検査等のうち、行政検査対象外となった検査等に要する経費について、1回あたりの補助上限単価を、令和3年12月31日までの検査については18,500円、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの検査については14,000円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの検査については7,000円とし、予算の範囲内で補助するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。